

新潟東港地域水道用水供給企業団告示第 8 号

新潟東港地域水道用水供給企業団の人事行政の運営等の状況について、地方公務員法第58条の2及び新潟東港地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定に基づき公表します。

平成27年11月20日

新潟東港地域水道用水供給企業団
企業長 篠田 昭

上記「新潟東港地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の状況」謄本は、新潟市総務部総務課市政情報室及び新潟市各区役所総務課（中央区役所総務課を除く）、新発田市総務課及び新発田市各支所、聖籠町上下水道課及び新潟東港地域水道用水供給企業団事務局において縦覧に供する。

新潟東港地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用状況(平成26年4月2日～平成27年4月1日)

事務職	技術職	計
1人	0人	1人

(2)退職者の状況(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

区分	事務職	技術職	計
定年退職	1人	1人	2人
勸奨退職	0人	0人	0人
死亡退職	0人	0人	0人
その他	0人	0人	0人

(3)職員数に関する状況(各年4月1日現在)

区分	職員数		増減数	主な増減理由	備 考
	平成27年	平成26年			
事務職	4人	4人	0人		派遣職員1人(事務局長)除く
技術職	14人(2)	15人(2)	△1人(0)	定年退職1人	派遣職員1人除く
計	18人(2)	19人(2)	△1人(0)		

(注) 1 職員数は派遣職員、臨時・非常勤職員などを除いています。

2 ()内は再任用短時間勤務職員で外数です。

(4)再任用職員の任用状況(各年4月1日現在)

区分	平成27年	平成26年
再任用職員数	2人	2人
内訳	常時勤務	0人
	短時間勤務	2人

(5)職員の年齢別構成状況(平成27年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～ 31歳	32歳～ 39歳	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	60歳 以上	計	平均 年齢
職員数(人)		3	1			1	5	8		18	50.4
構成比(%)		16.6	5.6			5.6	27.8	44.4		100.0	

(注)職員数は再任用短時間勤務職員を除いています。

(6)定員適正化目標

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	8人(42.1%)の純減
平成25年4月1日	平成33年3月31日	

2 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(平成26年度決算)

支出総額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度の人件費率
千円 1,518,947	千円 269,489	% 17.7	% 14.3

(注)人件費には、法定福利費の事業主負担が含まれています。

(2)職員給与費の状況(平成26年度決算)

職員数(A)	給 与 費				1人当り 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19人 (2人)	千円 89,010	千円 14,386	千円 32,604	千円 136,000	千円 6,476

(注) 1 職員数は、平成26年4月1日現在です。

2 職員手当は退職手当を除くそのほかの手当(扶養・通勤・住居・時間外勤務手当など)の総額です。

3 ()内は再任用短時間勤務職員で外数です。

(3)職員の平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
千円 357,372	千円 444,831	歳 50.4

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

3 再任用短時間勤務職員は含みません。

(4)職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分	企業団	新潟市
大学卒	181,000 円	181,000 円
高校卒	146,700 円	146,700 円

(注)初任給は学校卒業後直ちに採用された場合の月額です。

(5)級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	—	人	%
8級	—	人	%
7級	—	人	%
6級	事務局長	人	%
5級	副参事, 事務局次長	9 人	50.0%
4級	事務局次長, 主幹	5 人	27.8%
3級	係長, 主査, 副主査	1 人	5.6%
2級	主事, 技師	人	%
1級	主事, 技師	3 人	16.6%

(注) 1 企業団職員給与規程に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6)職員の手当の状況

① 期末・勤勉手当（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

企 業 団	新潟市
●1人当たりの平均支給額(平成26年度実績) 1,553千円	—
●支給割合 * ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。 ・期末手当 2.60月分 (1.45月分) ・勤勉手当 1.50月分 (0.70月分)	同じ
●加算措置の状況 職制上の階段、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし	

② 退職手当（平成27年3月31日現在）

企 業 団			新潟市
支給率	自己都合	勤奨・定年	同じ
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	
最高限度	52.44 月分	52.44 月分	
定年前早期退職特別措置		2%～30%加算	
1人当たりの平均支給額 23,455千円			—

(注) 1人当たりの平均支給額は平成24年度から平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 特殊勤務手当（平成26年度決算）

支給実績	377 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額	23,550円
職員全体に占める手当支給職員の割合	76.2 %
手当の種類(手当数)	1 種類
手当の名称	危険作業手当

④ 時間外勤務手当（平成26年度決算）

支給実績	2,724 千円
職員1人当たり平均支給年額	143,359円

⑤ その他の主な手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価等	支給実績 (平成26年度)	支給対象職員 1人当たり平均 支給年額 (平成26年度決算)	新潟市	
				異同区分	異なる 場合 その内容
扶養手当	配偶者 13,000円	2,752 千円	196,571円	同じ	—
	子どもなど(年齢などの区分に応じて) 6,500円～16,000円				
住居手当	借家・アパートなど(家賃の額に応じて) 最高 27,000円	1,202 千円	300,375円	同じ	—
通勤手当	バス・電車などの利用者(運賃の額に応じて) 最高 55,000円	2,214 千円	105,416円	同じ	—
	自転車・自動車などの使用者(片道の使用距離に応じて) 2,000円～31,600円				
管理職手当	管理職員に対し職務の内容に応じて支給 47,600円～104,200円	1,142 千円	571,200円	同じ	—
休日勤務手当	休日等に正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(1時間単価×1.35)	1,304 千円	81,528円	同じ	—

⑥ 特別職の報酬の状況(平成27年4月1日現在)

報 酬	企業長	年額	79,000 円
	議 長	年額	64,000 円
	副議長	年額	60,000 円
	議 員	年額	57,000 円
	監査委員	年額	31,000 円
	運営委員等	日額	13,500 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間の状況(平成27年4月1日現在)

① 通常勤務

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間	週休日	休日
・1日7時間45分 ・1週間38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時までの 60分間	—	土曜日 及び日 曜日	「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び 年末年始(12月29日から 翌年の1月3日まで)

② 宿直業務

業務時間	1ヶ月の宿直回数	宿直手当の額	平成26年度宿直手当総支給額	平成26年度宿直対象人員	1人当り平均支給額
午後5時15分から 翌午前8時30分 までの15時間15分間	1人4回以内 (週1回)	7,200円/回 労働基準法に定める 最低額を下回らない 額	2,671,200円/年	16人	166,950円/年

(2)年次有給休暇の取得状況(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

総使用日時数 A	対象職員数 B	平均取得日時数 A/B
290.5日5時間	19人	15日2時間

(注)年次有給休暇は、1年度につき20日間を付与。当該年度付与分のみ翌年度繰越し可。

(3)特別休暇の導入状況(平成27年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間等
公民権行使	必要と認められる期間
証人・参考人などの出頭	必要と認められる期間
産前・産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)から産後8週間を経過する日までの届け出た期間
妊娠・産後の保健指導	妊娠期間などに応じて付与
妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
妊娠障害	一の妊娠期間中に10日未満の期間中
生理	連続する2日以内で必要とする期間
育児時間	1日2回それぞれ30分以内
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア	1年度において5日の範囲内の期間
職員の結婚	5日の範囲内の期間
妻の出産	2日の範囲内の期間
子の看護	1年度において5日の範囲内の期間(対象が2人以上の場合は10日間)
短期介護休暇	1年度において5日の範囲内の期間(対象が2人以上の場合は10日間)
忌引き	親族に応じて付与
父母の追悼	1日の範囲内の期間
夏季休暇	5日の範囲内の期間
災害による住居の損壊など	7日の範囲内の期間
災害による出退勤困難	必要と認められる期間
リフレッシュ休暇(勤続20年・30年)	3日の範囲内の期間
育児参加	5日の範囲内の期間

(注)特別休暇とは、勤務しないことが相当であると認められる場合に勤務しないことが認められるものです。

(4)育児休業の取得状況(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(該当なし)

4 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(1)分限処分者数

(該当なし)

(2)懲戒処分者数

(該当なし)

5 職員のサービスの状況(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(1)営利企業等従事許可の状況

(該当なし)

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(1)研修の実施状況

区分	人数
職場研修	190
自己啓発	0
専門研修	66
IT研修	0
派遣研修	0
合計	256

(2)勤務成績の評定の概要状況

職員の昇任, 昇格, 昇給を行う場合, 職員の能力, 勤務実績等に基づいて総合的に勤務評定を行っています。

認定事由	回数	評定期
昇任, 昇格, 昇給	年2回	4月・1月
勤奨手当	年2回	6月・12月

以上のほか、人材育成を主たる目的として「能力・態度評価」と「業績評価」を実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(1)職員厚生に関する事業概要

①新潟市職員互助会の実施事業(共同実施として参加)

給付事業(慶弔給付・見舞金など)
団体扱いの保険の取り扱い
助成事業(クラブ活動助成など)
厚生施設, 職員保養所の運営

②新潟県市町村職員共済組合の実施事業

長期給付事業(退職者, 遺族への年金給付)
短期給付事業(法定給付, 付加給付)
貸付事業
保険事業(疾病予防, 健康相談など)

(2)公務災害などの状況

区分	件数
公務災害	0
通勤災害	0
計	0